

OEC（文化教育交流会）プログラム参加規約

プログラム参加に当たり必ずお読み下さい。

OEC 海外研修プログラム参加規約

- 1) このプログラムは、OEC ジャパンネットワーク(株)（以下当社と称します）が、当社の認定した機関提携により企画・運営の任にあたるものです。
- 2) 当プログラムに参加される各位は、当社が認定した機関ともプログラム参加契約を締結したことになります。
- 3) プログラム参加契約につきましては、プログラムそれぞれの参加申込書によるほか、参加者各位に配布する案内書、最終日程表、受け入れ機関からの受入承諾書・条件書、派遣先の駐 日大使館の発給する査証及び各自が購入した航空券の旅行約款、ならびに海外旅行保険約款に拠ります。

プログラム参加契約の目的当社は、プログラム催行契約において参加者各位のために代理して契約を締結し、契約の成立について媒介をし、または取り次ぎをすることなどにより、参加者各位が当社の定めるプログラム日程に従って、実務研修活動や現地受け入れ機関等の提供する諸活動、及び宿泊やその他のプログラムに関するサービスの提供を受けることができるように手配することを引き受けます。また、当社が自らプログラムの提供や、査証発給を引き受けるものではありません。

プログラムへの申し込み送付による申し込み方法: 当社による所定のプログラム申込書に必要な事項を記入し、規定の申込金を添えてお申し込み下さい。申込金のお支払いは申込書と一緒に送付いただくか、ご持参ください。

申込条件

- 1) プログラムへの参加は原則として20歳以上とします。20歳未満の方は親権者の同意を得て参加可能な場合がありますのでご相談ください。
- 2) 派遣各国における受入先ファミリーや研修受入先の要望により、参加希望者各位が、性別・年齢・資格・技能・その他の条件に合致しない場合、当社がご参加をお断りする場合があります。
- 3) 現在健康を害している方はその旨お申し出下さい。お申し出がなく、ご出発前にその旨が判明した場合、当社の判断で参加をお断りさせて頂きます。また、お申し出がないまま参加された場合、その旨が判明し、それにより不都合が生じる恐れのある場合は、プログラム参加継続は中止させて頂きます。その場合に発生する諸問題に関する責任は、全て参加者に負って頂くこととなります。
- 4) 健康を害している方は医師の健康診断書を提出して頂く事を条件とし申込みを受付ける場合があります。
- 5) 当社は、プログラム参加中に参加者各位が疾病・傷害・その他の事由により、医師の診断またはお治療を必要とすると判断した場合は、必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用は参加者各位の負担となります。
- 6) 参加者の都合によるプログラム内容の変更はご遠慮頂きます。ただし、別途規定に基づきお受けすることもあります。その場合は、別途規定の変更手数料を申し受けます。
- 7) 参加者の都合により、プログラム参加契約期間中に参加プログラムから離脱する場合には、その旨および復帰の有無について必ず当社および派遣先におけるプログラム運営機関に書面でご連絡下さい。なお、払い込まれたプログラム参加費用は、プログラム離脱中の分を含め払い戻しはいたしません。
- 8) 参加者がプログラム運営機関に迷惑を及ぼしたと客観的に判断される場合、虚偽の申請による研修の続行を意図した場合、またはプログラムの円滑な運営を妨げる恐れがあると当社が判断した場合は、プログラム参加契約期間中といえども参加契約を解除することがあります。

プログラム申込と参加契約の成立日プログラム申込成立はプログラム申込書と申込金を当社が受領した当日とします。プログラム参加費用のお支払いプログラム参加費用の一部又は全額を、当社の指定する日時までにお支払い頂きます。プログラム参加費用については、渡航の為の受入先並びにご滞在先確保にかかわる作業が先行する場合や、派遣先の関係機関や当社の請求や派遣先の状況を勘案し参加者各位に逐次ご請求させて頂きます。プログラム参加費用のご請求に関する詳細は、各プログラムの募集要項等をご参照下さい。

プログラム参加のための渡航手続きプログラム参加に要する旅券・査証などの渡航手続きは、原則として参加者各位で行って下さい。但し、参加者の申し出によっては、別途契約として、渡航手続きの一部又は全部の代行を行う当社指定の旅行会社や機関の紹介をいたします。この場合、当社ならびに旅行会社は、参加者ご自身の事由により、旅券・査証の取得ができなくてもその責任を負いません。また、プログラム参加(語学研修等、各種研修プログラム参加も含む)に必要な航空券の購入や海外旅行傷害保険への加入は、当社指定の発券代理店をご紹介します。それらの購入・加入費用は参加者の負担となります。

プログラム参加契約の変更当社は、天災地変、戦乱、テロ、運送機関または受入機関等における争議行為、日本または外国の官公署の命令、その他、当社の管理できない事由が生じた場合において、参加者の安全確保の為にプログラム運営内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ない時は、変更後に理由を説明致します。

プログラム参加契約と解除と取消料及び払戻し

プログラム催行(離日の当日)開始前(1)参加者各位の解除権 [A] 参加者各位は、次に定める取消料をお支払い頂くことにより、いつでもプログラム参加契約を解除することが出来ます。プログラム催行日とは離日される当日を指します。(オーストラリア日本語難所派遣事業、イギリスボランティアホリデーはパンフレットに記載されている解除期日と取消料を適応します。)

プログラム参加契約の解除期日と取消料

プログラム催行日の前日より起算してさかのぼり31日目に当たる日までの期間	: プログラム参加費用の30%
プログラム催行日の前日から催行日の15日前までの期間	: プログラム参加費用の50%
プログラム催行日の前日から前々日までの期間	: プログラム参加費用の80%
プログラム催行日の当日・前日および無連絡不参加	: プログラム参加費用の100%

なお、精算時においては、上記の項目をから請求させていただきます。また、解除時において、既に当社が参加者の為にプログラム参加の為に諸手続きを開始、或いは終了している場合には、上記取消料の他に諸手続き所要実費、及び諸手続き取扱費用を申受けます。但し、一度お預かりした申込金は返却致しません。

[B] 参加者各位は次の各項に該当する場合は参加費用に係る取消料なしでプログラム参加契約を解除できます。

- プログラム参加者の配偶者、または一親等の親族が死亡したため参加を取り止めるとき
- プログラム契約内容の重要な変更が行われたとき
- プログラム参加費用が、派遣先の都合により一方的かつ大幅に増額改定されたとき
- 当社の責に帰すべき事由により、プログラムに従った実施・運営が不可能になったと客観的に判断されるとき

[C] 当社は、本項(1)の [A] によりプログラム参加契約が解除されたときは、既に收受しているプログラム参加費用から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。なお、取消料をプログラム参加費用が賚れないときは、当社はその差額を申し受けます。

(2) 当社の解除権 [A] 参加者が、当社の指定した所定の期日までに参加費用を支払われないときは、当社は、参加者がプログラム参加契約を解除したものとみなします。このときは、本項(1)の [A] に記載された取消料と同額の違約料をお支払い頂きます。

[B] 次の各項に該当する場合、当社はプログラム参加契約を解除することがあります。a. 参加者が、当社の予め明示した性別・年齢・資格・技能・その他、プログラム参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。或いは、参加者が、当社の明示したプログラム参加条件を満たしていないにもかかわらず虚偽の申込をしたとき。

- 参加者が、病気その他の事由により当該プログラムへの参加に耐えられないと認められるとき
- 参加者が他の参加者や当社、或いは研修赴任先、並びにその関係機関に迷惑を及ぼし、またはプログラム運営の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき
- 参加者の希望に合致または準ずる受け入れ先が見つからなかったとき ※ この場合は、離日前30日以内にプログラム催行を中止する旨を参加者に通知します。
- 参加者と当社が、予め協議し合意したプログラム催行条件が成就しないとき、或いはその恐れが極めて大きいとき
- 天災地変、戦乱、テロ、運送機関および派遣先における争議行為、日本または外国の官公署等の命令、その他、当社の管理できない事由により、配布案内書に記載したプログラム内容に添ったプログラムの安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき

〔C〕当社は、本項(2)の〔B〕によりプログラム参加契約を解除したときは、既に收受している参加費用あるいは申込金について手配にかかった実費を差し引き、差額を払い戻します。払戻しはプログラム催行中止を文書にて通知後 30 日以内に行います。

2) プログラム催行後の解除・払い戻し(1) 参加者の都合による解除・払戻し

〔A〕参加者の都合によりプログラム運営途中で離脱された場合は、参加者の権利放棄とみなし一切の払い戻しはいたしません。

〔B〕当社の責任以外の、参加者の責に帰さない事由により、プログラム催行プランに従ったサービスの提供を受けられない場合には、参加者は不可能となったサービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社はプログラム参加費用の内、不可能となったサービスの提供に係る部分を参加者に払い戻しいたします。

(2) 当社による解除・払戻し 〔A〕当社はプログラム催行後であっても、次に掲げる場合においてプログラム参加契約を解除することがあります。a. 参加者が病気その他の事由によりプログラム参加の継続が耐えられないと認められるとき b. 参加者が、プログラム運営を安全かつ円滑に遂行するための派遣先における当社代理機関等の指示に従わないなど、プログラム運営に係る秩序を乱し、当該プログラムの安全かつ円滑な実施を妨げると認められるとき

c. 天災地変、戦乱、テロ、運送機関および派遣先における争議行為、日本または外国の官公署の命令、その他、当社の管理できない事由によりプログラムの継続的遂行が不可能となったとき CEC (文化教育交流会) プログラム参加契約〔B〕解除の効果および払い戻し本項(2)の〔A〕により、プログラム参加契約の解除が行われたときであっても、参加者が既に提供を受けたサービスに関する契約は有効に履行されたものとします。

当社はプログラム参加費用の内、参加者が未だその提供を受けていないサービスに係る部分の費用から、当社がサービス提供者に支払い、またはこれから支払うべき取送料・違約料・その他の名目による費用を精算の後払戻しいたします。

〔C〕本項(2)の〔A〕 a. c. により当社がプログラム参加契約を解除したときは、参加者の要求に応じて、参加者のご負担で出発地に戻るための必要な手配を致します。

〔D〕参加者への払い戻しは、払戻し額が確定後 60 日以内に完了致します。プログラム運営と管理当社は、プログラム参加者のために派遣先機関に対して次に掲げる業務について、助言と勧告を行い、参加者の安全かつ円滑なプログラムの運営を確保することに努力いたします。当社が派遣先機関が提供するプログラム運営の責に任ずるものではありません。但し、当社が参加者との間で、これとは異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。

1) 参加者がプログラム運営中、参加者の責に帰さない事由により、プログラム催行以前に明示したサービスを受けることができない恐れがあると認められる時は、プログラム参加契約内容に準じたサービスの提供を受けられるために必要な措置を講じます。

2) 前項の措置を講じたにも拘らず、または「プログラム内容の変更」の項で述べた事由、その他何らかの事由により契約内容を変更せざるを得ない場合においてプログラム内容を変更するときは、変更後のプログラムが当初のサービスの趣旨に合うものとなるよう努めます。また、プログラム内容を変更するときは、変更後のサービスが当初のサービスと同様のものとなるよう努めることなど、プログラム参加契約内容の変更を最小限に止めるように努力いたします。

3) 参加者各位の受入先の名称および連絡先は、参加者に配布するプログラム参加の為の最終確認書等に明示します。カウンセラー、添乗員、通訳等の同行業務

1) 原則としてカウンセラー同行業務は行いません。

2) 参加者各位は当該プログラム活動を安全かつ円滑に実施するために、プログラム参加期間中は現地プログラム運営機関等のコーディネーターの指示に従ってください。指示に従わず、プログラム運営に必要な規律を乱し、プログラムの安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、プログラムの途中でなくてもその参加者の事後のプログラム参加契約を解除することがあります。

当社の責任

1) 当社は、プログラム催行契約の履行に当たって、当社の指定した派遣各国におけるプログラム運営機関に依頼します。この提携先機関によるサポートサービスは当社と同様に適切に行われますが、そのサポートサービス業務に関してお客様が何らかの損害を受けられた場合、当社に故意又は重大な過失による管理・監督上の責任がある場合を除き責任を負いません。

2) 下記に記した天災地変、戦乱、テロ、運送機関および受け入れ先における争議行為など、また、参加者による受入団体（派遣先の施設や企業）の定めた業務・職務規定違反、日本外国の官公署の命令、その他、当社または現地運営機関の管理できない事由による下記のような損害発生の場合については、その損失を賠償する責任を負うものではありません。

(1) 天災地変、戦乱、暴動、ストライキ、テロ、現地派遣先（学校、団体、企業など）の閉鎖・倒産・合併など、またはこれらの為に生ずるプログラム日程の変更もしくはプログラム

催行の中止

(2) 運送・宿泊機関および派遣各国における事故、もしくは火災、またはこれらの為に生ずるプログラム日程の変更ならびにプログラム催行の中止

(3) 日本または外国の官公署の命令、外国人の出入国規制、または伝染病による隔離

(4) 食中毒

(5) 盗難

(6) 運送機関の遅延・不通・事故、参加者の個人的都合、並びにこれらによって生ずるプログラム日程の変更、もしくは派遣各国における滞在期間の短縮

(7) 麻薬・覚醒剤・大麻等の不法所持による逮捕・拘禁

(8) 現地の法律に抵触した行為による逮捕・拘禁参加者の責任参加者の故意や過失により当社若しくはプログラム運営受託機関が損害を被ったときは、その参加者より損害の賠償を申し受けます。参加者の現地滞在中における生活に関して自分の回りの安全な環境を確保する予防対策をたてるとともに、問題が生じた時には自らの責任で対処できる主体性のある自立した大人であることが海外生活に求められます。その国の治安が悪いといわれる地域には近づかない。見知らぬ人から誘いを受けても断る。公序良俗に反するような行いをしないなどの「常識」をもって参加いただくことを求めます。当社は参加者の現地における生活上でのトラブル（交通事故、盗難、対人関係のいざこざ、詐欺などの犯罪行為など）により被った被害に関する責任を負いません。

為替変動等国際情勢の変化によるプログラム参加費用の変更当該プログラムへの参加条件は2005年5月末日を基準としております。また、プログラム参加費用は、2005年5月末日現在有功なものとして公示されている為替相場を基準として算出しています。それらが変動したときには、プログラム参加費用を変更することがあります。この場合、プログラム催行日の前日より起算して30日目の日以前に通知いたします。

契約期間とその有効性の範囲 1) 参加者と当社が締結する「プログラム参加契約」（以下『契約書』と称します）は、参加費の全額納入をもって発効することとします。2) プログラム参加契約は、予め定められた参加プログラムが終了する日時の終了時間をもって失効する事とします。3) 参加者と締結した契約書は、当社のみならず研修受入受託機関および当該プログラム催行における関係者（組織・個人を含む）との間においても有効とすることといたします。その他 1) 参加者が派遣各国において、案内・買い物・その他個人的な要求を、当社現地運営機関の専任カウンセラーもしくはその関係者に依頼された場合、それに伴う諸費用等は別途に逐次お支払い頂きます。

2) 旅行契約条項の範囲に属する業務は、参加者各位の選定した旅行会社、もしくは当社が指定する旅行会社が担当いたします。

3) 当該プログラム参加条件書に定めなき事項について問題や疑義が生じた場合は、参加者と当社および当プログラム催行に携わる関係者機関と誠意をもって協議の上、処理するものとします。

管轄裁判所当該契約に関する問題の処理は、大阪地方裁判所の管轄とすることとします。